

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月9日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I： 該当なし

区分 II： 該当なし

区分 III： 該当なし

その他： 19 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	漏えい検出系弁グランド部温度記録計において、警報設定値が計器仕様書に定める設定値と相違していることが認められたため、当該記録計の設定値を計器仕様書記載値に変更すると共に原因を調査。	D	
2	3号機	タービン建屋1階第1給水加熱器(A)出口ドレン弁の組み込み作業中において、ハンマーで左親指を叩き爪を裂傷したため、病院にて治療。	C	
3	3号機	原子炉隔離時冷却系ポンプ吸い込み圧力計点検時、当該計器テスト弁のシートリークが認められたため、当該弁を交換。	D	
4	3号機	タービン建屋地下1階のタービン駆動原子炉給水ポンプ(A)室における弁部品運搬中、右足ふくらはぎに違和感を感じ、翌日朝に痛みがあることから病院にて診察し、肉離れと診断。	D	
5	3号機	計算機用静止型無停電電源装置(3A)点検後復旧操作時、周波数継電器の不良(誤作動)が認められたため、対応検討。	D	
6	3号機	取水設備スクリーン洗浄水吐出圧力スイッチ計器元弁交換における漏えい確認時、検出配管からの漏えい(腐食による)が認められたため、当該配管を交換修理。	D	
7	3号機	低圧炉心スプレイ系封水ポンプ用電動機点検時、軸受けハウジング(負荷側)の嵌め合い管理値に基準値外れが認められたため、当該軸受け部を補修。	D	
8	3号機	原子炉建屋換気空調系現場制御盤タイマーリレー点検時、起動検出タイマーリレー(2台)の動作不良(接点しない)が認められたため、当該タイマーリレーを交換。	D	
9	3号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(B)再生操作において、逆洗空気入口弁及びプリコートポンプ用操作スイッチの誤操作が認められたため、対応検討。	C	
10	3号機	主タービン組合せ中間弁(#4)点検時、中間加減弁の弁箱メタルタッチ面にガスケット噛み込み傷が認められたため、当外部を摺り合わせ補修。	D	
11	3号機	相分離母線冷却装置において、露点温度計の指示不良(変動)による「相分離母線 湿度高」警報の発生が認められたため、当該計器を点検修理。	D	
12	3号機	原子炉建屋換気空調系排気放射線モニタ(C)において、電圧確認用チェック端子のカバー破損が認められたため、当該カバーを交換。	D	
13	3号機	原子炉への燃料装荷作業時、行程の進行不良(ステップ62から63へ移行できない)が認められたため、原因を調査。	C	
14	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)最小流量調整弁現場計装ラックの漏えい試験において、空気逆止弁継ぎ手部(ヒビ3箇所あり)よりエアリークが認められたため、当該空気逆止弁を交換。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	3号機	循環水系配管点検において、配管内面ライニングに剥離が認められたため、当該配管ライニングを補修。	D	
16	3号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ(C)ストレーナ点検において、金網の変形・損傷(やぶれ)が認められたため、当該部を補修。	D	
17	4号機	補機冷却海水系電解鉄イオン注入流量計において、指示値不良(引っ掛かり)が認められたため、当該計器を点検修理。	D	
18	1.2号廃棄物処理設備	原子炉冷却材浄化系デカントポンプ(B)吐出弁(高電導度廃液系側)台座において、取付ボルト穴部に破損(欠け)が認められたため、対応検討。	D	
19	3.4号廃棄物処理設備	焼却設備灰取り出し装置において、灰取り出しダンパロック装置の動作不良(中間位置で止まる)が認められたため、当該装置を点検補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講ずることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・行政広報グループ
電話 0240-30-7802